公 示

次のとおり企画提案競技(企画コンペ方式)の募集を行います。

令和7年11月26日

収支等命令者

佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課長 上田 裕介

1 業務内容

(1) 委託業務名 世界海洋プラスチックプラニングセンター旅行商品造成

委託業務

(2) 委託業務の仕様等 別紙説明書による

(3) 履行期間 契約の日から令和8年2月28日まで

(4) 履行場所 佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課が指定する場所

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている 者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者で ないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

(1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(5)までの条件を満たすこと。 共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約 に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。 (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課企画担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7079

ファックス番号 0952-25-7783

電子メールアドレス datsutansosuishin@pref. saga. lg. jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年11月26日(水)から同12月9日(火)まで佐賀県ホームページに掲載する。

(3) スケジュール

本企画コンペのスケジュールは次のとおり。

○県ホームページでの公募開始	令和7年(2025年)11月26日(水曜日)
○仕様書等への質問受付期限	令和7年(2025年)12月9日(火曜日)
○企画コンペ参加申込書等提出期限	令和7年(2025年)12月10日(水曜日)
○企画書等の提出期限	令和7年(2025年)12月16日(火曜日)
○プレゼンテーション・審査会	令和7年(2025年)12月17日(水曜日)
○委託業者決定	令和7年(2025年)12月18日(木曜日)

4 説明会の日時及び場所

行わない。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、 上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年12月10日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年12月12日(金)までに通知する。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 仕様書等への質問

仕様書等に対する質問がある場合は、様式第1号「仕様書等に対する質問書」に記 入のうえ、電子メールにより提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年(2025年)12月9日(火曜日)17時まで(必着)
- (2) 提出方法 メール

質問受付メールアドレス: datsutansosuishin@pref. saga. lg. jp

(3) 回答方法 メールにて回答する。質問応答の内容に応じて、佐賀県ホームページ に掲載する。

7 提案書の提出

本企画コンペの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出物

ア 提案書(任意様式) 8部及びPDFデータ

- ※提出書類は A4 (ホチキス留め。図表等については、A3 版の折込みも可) とし、 文字サイズはおおむね 10 ポイント以上とすること。
- イ 見積書(任意様式) 8部(うち7部は写しで可)及びPDFデータ
- ※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が わかる内訳を記載すること。
- ※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。
- (2) 内容

業務委託仕様書を踏まえて作成すること。

- (3) 提出期限 令和7年(2025年)12月16日(火曜日)17時まで(必着)
- (4) 提出場所 佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課 あて
- (5) 提出方法 持参又は郵送

※PDF データはメール送信でも構わない。

メールアドレス: datsutansosuishin@pref. saga. lg. jp

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (6) 留意点
- ア 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書換え、差替え等は認めないものとします。但し、誤字等の軽微なものは除きます。
- エ 県から提供する資料以外は、独自で入手等をしてください。
- オ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにしてください。

8 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和7年(2025年)12月17日(水曜日) ※参加者ごとの開始時間は別途連絡する。
- (2) 場所 佐賀県庁本館1階 県民環境部部内会議室
- (3) その他
- ア プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、県脱炭素社会推進課で 用意するので前日までに担当者へ連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準 備すること。
- イ ヒアリングの時間は1者あたり30分程度(説明15分、質疑15分程度)を予定している。ただし、本プロポーザルの参加資格を得た者の数に応じて、ヒアリングの時間を短縮する可能性がある。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準(配点入り)は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 結果の通知

令和7年12月18日(木)までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

11 契約について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を 受けた日から 10 日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支 等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。 イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供 することができる。

- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を 締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行し た実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそ れがないと認められるとき。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこと となるおそれがないとき。

12 その他

- (1) 本企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本業務委託で使用した写真・イラスト等を、県のホームページや他の印刷物などで使用する場合は、委託先と協議のうえ行なうこととする。
- (3) 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある 判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注 意を払うこと。また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシ ー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

(4) 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、発注者が指定する専門家や発注者と協力しながら、誠実に実施すること。また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり関連する法律等を遵守しなければならない。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- (6) 企画コンペ手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合 の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことが出来ないとき。

(7) 参加者に求められる義務

参加事業者は、提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(8) その他

この公示に掲げる手続は、令和7年11月の議会において、当該委託業務の予算が成立 しない場合は、中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

13 問合せ先

佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課 井上 〒840-0041 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

電話番号:0952-25-7079 / FAX番号:0952-25-7783 電子メールアドレス:datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp